

大淀町健康づくりセンター改修・運営事業
指定管理基本協定書（案）

令和8年10月

大淀町

目 次

第1章 総則	1
第1条（目的）	1
第2条（指定管理者の指定の意義）	1
第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	1
第4条（信義誠実の原則）	1
第5条（用語の定義）	1
第6条（管理物件）	2
第7条（指定期間）	2
第8条（年度協定）	2
第2章 本業務の範囲及び実施条件	2
第9条（本業務の範囲等）	2
第10条（自主事業）	2
第11条（甲が行う業務の範囲）	3
第12条（業務実施条件）	3
第13条（要求水準書等の変更）	3
第14条（業務範囲及び業務実施条件の変更）	3
第3章 本業務等の実施	3
第15条（業務の実施）	3
第16条（開業準備）	3
第17条（第三者による実施）	4
第18条（本施設の維持保全）	4
第18条の2（修繕費の取扱い）	4
第19条（緊急時の対応）	5
第20条（災害時の協力）	5
第21条（情報管理）	5
第4章 備品等の扱い	6
第22条（備品等の準備）	6
第23条（備品等の管理）	6
第5章 業務実施に係る計画・確認	6
第24条（業務計画書）	6
第25条（セルフモニタリングの実施）	6
第26条（業務改善の実施等）	7
第27条（第三者評価）	7

第 28 条（甲による業務の改善勧告）	7
第 29 条（財務状況の確認）	7
第 6 章 指定管理料及び利用料金	8
第 30 条（指定管理料の支払い）	8
第 31 条（指定管理料の変更）	8
第 32 条（利用料金）	8
第 33 条（管理運営に要する経費）	8
第 34 条（公租公課）	9
第 35 条（管理口座）	9
第 7 章 リスク分担と損害賠償	9
第 36 条（リスク分担）	9
第 37 条（第三者への賠償）	9
第 38 条（保険）	9
第 39 条（不可抗力発生時の対応）	10
第 40 条（不可抗力によって発生した費用等の負担）	10
第 41 条（不可抗力による一部の業務実施の免除）	10
第 8 章 指定期間の満了	10
第 42 条（業務の引継ぎ等）	10
第 43 条（原状復帰義務）	11
第 44 条（備品、文書等の扱い）	11
第 9 章 指定期間満了以前の指定の取消し等	11
第 45 条（甲による指定の取消し等）	11
第 46 条（乙からの指定の取消し等の申し出）	12
第 47 条（不可抗力による指定の取消し等）	13
第 48 条（指定取消し時の取扱い）	13
第 10 章 その他	13
第 49 条（利用者意向調査）	13
第 50 条（権利・義務の譲渡の禁止）	13
第 51 条（連絡調整）	13
第 52 条（町政への協力）	14
第 53 条（請求、通知等の様式その他）	14
第 54 条（法人格等変更時の対応）	14
第 55 条（協定の変更）	14
第 56 条（解釈）	14
第 57 条（裁判管轄）	14

第 58 条（疑義についての協議）	15
別紙 1 管理物件	17
別紙 2 費用負担	18

大淀町健康づくりセンター改修・運営事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、大淀町（以下「甲」という。）と、●●グループのうち指定管理者である●●及び●●（以下併せて「乙」という。）は、大淀町健康づくりセンター条例（平成 13 年大淀町条例第 15 号。以下「本件設置管理条例」という。）及び大淀町健康づくりセンター条例施行規則（平成 14 年大淀町教育委員会規則第 9 号）に基づく大淀町健康づくりセンター（以下「本施設」という。）の管理運営に関し、本件設置管理条例第 4 条の 5 第 2 項の規定により、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、本施設を適正かつ円滑に管理運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第 2 条 甲及び乙は、本施設の管理運営に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、民間事業者の創意工夫及びノウハウを最大限に活用し、町民の健康づくり、体力増進及び健康寿命の延伸に資することなどの募集要項記載の各基本理念の実現、ライフサイクルコストの縮減、施設の魅力向上及び利用促進並びに地域のにぎわいの創出を図ることを目指す点にあることを確認する。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第 3 条 乙は、本施設の設置目的、指定管理者の指定の意義、指定管理者が行う管理運営業務（以下「本業務」という。）及び管理運営業務以外の業務（以下「自主事業」といい、本業務と併せて「本業務等」という。）の実施にあたって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 甲は、本業務等が利益の創出を基本とする民間事業者等によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第 4 条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第 5 条 本協定で用いる用語の定義は、本文中において特に明示する場合及び文脈上別意に解すべきことが明らかである場合を除き、基本協定に定めるところによる。

(管理物件)

第6条 本業務の対象となる管理物件は本施設（管理物品を含む。以下同じ。）とし、その内容は別紙1（管理物件）のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって本施設を管理しなければならない。

(指定期間)

第7条 甲が乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定期間」という。）は、令和10年4月1日から令和20年3月31日までとする。

2 本業務等に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(年度協定)

第8条 年度ごとに協議する必要がある事項については、本協定に基づき、甲と乙が指定期間中に毎年締結する年度協定書（以下「年度協定」という。）に定めるものとする。

第2章 本業務の範囲及び実施条件

(本業務の範囲等)

第9条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 総合管理業務
- (2) フロント事務管理業務
- (3) 指導・管理業務
- (4) 施設管理保守・委託業務
- (5) その他業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、要求水準書に定めるとおりとする。

3 本業務に係る甲と乙の費用分担は、別紙2（費用負担）に定めるものとする。

(自主事業)

第10条 乙は、本施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、その責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、前項の業務を実施する場合は、甲に対して第24条（事業計画書）第1項の規定に準じて事業計画書を提出し、事前に甲の承認を受けなければならない。また、必要に応じて甲、乙双方による協議を行うものとする。

3 乙が甲の承認を受けて実施した自主事業の利益は、乙に帰属する。

4 甲は、乙が自主事業を実施するに当たり、別に自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

(甲が行う業務の範囲)

第 11 条 次の業務については、甲が自らの責任と費用において実施するものとする。

- (1) 本施設の利用承認の決定に対する不服申立ての裁定
- (2) 本施設の目的外使用許可
- (3) その他法令により甲が行うべきものとされている業務

(業務実施条件)

第 12 条 乙が本業務等を実施するにあたって満たさなければならない条件は、要求水準書等及び技術提案書に示すとおりとする。

(要求水準書等の変更)

第 13 条 甲及び乙は、本協定締結後に要求水準書等の変更の必要が生じたときは、双方による協議を開催するものとし、双方が合意した場合は、要求水準書等を変更することができる。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第 14 条 甲又は乙は、合理的に必要と認める場合は、相手方に対する通知をもって第 9 条（本業務の範囲）で定めた本業務の範囲及び第 12 条（業務実施条件）で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 甲又は乙は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 本業務の範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第 3 章 本業務等の実施

(業務の実施)

第 15 条 乙は、本協定、年度協定、条例及び関係法令等のほか、要求水準書等及び技術提案書に従って本業務等を実施するものとする。

- 2 本協定、要求水準書等及び技術提案書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、要求水準書等、技術提案書の順にその解釈が優先するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、技術提案書にて要求水準書を上回る水準が提案されている場合は、技術提案書に示された水準によるものとする。

(開業準備)

第 16 条 乙は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日に先立ち、甲に対して本施設の視察を申し出る

ことができるものとする。

- 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(第三者による実施)

第 17 条 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、本業務等の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙が本業務等の一部を第三者に実施させる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、本業務等に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(本施設の維持保全)

第 18 条 本施設の修繕（計画修繕及び経常修繕をいう。以下本項において同じ。）については、乙が、技術提案書における修繕の費用に係る提案に基づき決定された指定管理料を利用し、要求水準書等及び技術提案書に従い、自己の費用と責任において実施するものとする。

- 2 乙において要求水準書等及び技術提案書に従い適切な調査、点検及び維持管理を行っても合理的に予見することが困難な不具合又は自然災害その他の不可抗力により生じた不具合のうち、本施設の運営に重大な支障を及ぼすものについては、乙が修繕を実施した上で、当該修繕に要する費用につき甲が負担する。
- 3 前項にかかわらず、修繕の内容、規模、発生原因、予見可能性及び乙による維持管理の状況等を踏まえ、乙において費用を負担することが適当と認められる部分がある場合は、甲と乙が協議の上、費用負担を定めるものとする。
- 4 乙は、本施設の瑕疵を発見した際には、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。

第 18 条の 2 前条（本施設の維持保全）第 1 項に規定する修繕に要する費用（以下「修繕費」という。）については、以下の各号に従って取り扱うものとする。

- (1) 年度修繕計画に基づく修繕の実施状況及び実績額を確認し、提案時の年度別修繕費と実績額との差額を踏まえ、指定期間全体の修繕費総額の範囲内で、翌年度以降の修繕費を調整する。
- (2) 年度間における修繕の実施時期の変更その他長期修繕計画の変更については、甲と乙との協議を踏まえた甲の承認により行うものとする。なお、当該変更をもって提案時（本協定締結時まで）に甲との協議により変更した場合は、変更後の指定期間全体の修繕費総額の変更を当然に認めるものではない。
- (3) 指定期間終了時には、指定期間全体における修繕費の提案額及び実績額を確認し、精算を行う。

- (4) 精算の結果、修繕費の提案額に対して未執行額が生じた場合は、当該未執行額について、乙から甲へ返還する。
- (5) 修繕費の実績額が提案時の修繕費総額を超える見込みとなった場合、乙はあらかじめ甲と協議を行うものとし、修繕費の増額が必要と認められる場合は、甲との間で必要な手続を行う。なお、乙は、当該協議及び必要な手続を経ることなく、提案時の修繕費総額を超えて費用を支出することはできない。
- (6) 乙は、その会計・税務上、修繕費について以下の点を遵守する。
- ア 修繕費は他の指定管理料と区分して管理すること
 - イ 修繕以外の用途には使用しないこと
 - ウ 各年度の未執行額は翌年度以降に繰り越すこと
 - エ 未執行額につき乙に帰属させないこと
 - オ 指定管理期間終了時に未執行額を精算し、甲に返還すること
- (7) 前各号に規定されない事項については、甲及び乙が協議して定める。

(緊急時の対応)

第 19 条 指定期間中、本業務等の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

- 2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(災害時の協力)

第 20 条 甲と乙は、大淀町内での地震、風水害その他の災害発生時における本施設での避難所等の開設及び利用並びに甲乙双方の協力等に関して必要がある場合、甲が別途定める様式による協定書を締結し、災害の発生時には当該協定に基づき適切に対応しなければならない。

(情報管理)

第 21 条 乙又は本業務等の全部又は一部に従事する者は、本業務等の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）のほか、大淀町個人情報の保護に関する法律施行条例（平成 18 年大淀町条例第 1 号）その他の関係法令及び甲の定める規程を遵守し、本業務の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損等の事故の防止、その他の個人情報の適正な管理等、情報セキュリティを確保するため必要な措置を講じなければならない。
- 3 乙は、本業務等の実施において作成、取得した文書（以下「指定管理者保有文書」という。）について、別途情報公開規程を設け、適正な情報公開に努めなければならない。
- 4 乙は、甲から指定管理者保有文書の提出の請求があったときは、乙の権利、競争上の地位

その他正当な利益を害する恐れがあるものを除いて、提出するよう努めなければならない。

第4章 備品等の扱い

(備品等の準備)

第 22 条 乙は、本施設の運営に必要な備品、什器、トレーニング機器その他の物品のうち、要求水準書別添 1「備品リスト」に示す既存備品等（以下「既存備品等」という。）では不足するもの（以下「調達備品等」という。）につき、本施設の供用開始までに、技術提案書に基づき、乙の責任において調達する。

2 乙は、本施設の供用開始までに、既存備品等及び調達備品等につき備品台帳（以下「本件備品台帳」という。）を作成する。

(備品等の管理)

第 23 条 乙は、既存備品等及び調達備品等につき、関係法令、メーカーが定める保守点検要領、保守契約の内容、設備の性能及び劣化状況等を踏まえ、必要な点検、保守、清掃、修繕及び更新を適切に実施する。

2 乙は、前項を踏まえ、必要に応じ、適宜本件備品台帳を更新しなければならない。

第5章 業務実施に係る計画・確認

(業務計画書)

第 24 条 乙は、指定期間開始前 30 日前までに、指定期間全体に係る本業務等の長期業務計画書（指定期間中の長期修繕計画を含む。）を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

2 乙は、毎年度開始前 30 日前までに、当該年度の本業務等の実施計画等を記載した年度業務計画書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

3 前二項に規定する各業務計画書を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(セルフモニタリングの実施)

第 25 条 乙は、本業務等の適正な実施及びサービス水準の向上を図るため、長期業務計画書において定めた実施方法及び評価指標に基づき、本業務等の実施状況、利用状況、利用者満足度等を把握・分析することを通じて、セルフモニタリングを実施する。

2 乙は、前項のセルフモニタリングの結果につき、毎年度終了後 45 日以内に甲に対して提出する年度業務報告書において記載し、甲に報告するものとする。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、当該報告の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して

報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

(業務改善の実施等)

第 26 条 乙は、前条（セルフモニタリングの実施）のセルフモニタリングを通じ、当該年度の業務実施状況について総括及び自己評価を実施した上で、然るべき業務改善を行い、継続的なサービス向上に努めなければならない。

2 甲は、前条（セルフモニタリングの実施）第 2 項に基づき乙から提出された報告書の内容等を点検し、本業務が適正に行われたか確認するものとする。

3 甲は、前項に基づく確認のほか、乙の業務実施状況を確認することを目的として、随時、管理物件へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して業務実施状況や管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

4 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて、その申出に応じなければならない。

5 甲は毎年度、乙の業務実施状況に関して評価を行い、乙が保有する独自の技術、知識、情報等が流出しないよう留意した上で、これを公表することができるものとする。

(第三者評価)

第 27 条 甲は、乙の本業務の遂行に関して評価・検証を行うことを目的として、大淀町指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、第三者評価を実施することができる。この場合、乙は、甲との協議によって定める時期に審査を受けるものとする。

2 前項の場合、乙は、第三者評価を受けるにあたって、甲から評価委員会への出席、資料の提出、報告等を求められたときは、これに応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第 28 条 前二条の規定による評価の結果、乙による業務実施状況が要求水準書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

2 乙は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(財務状況の確認)

第 29 条 乙は、毎年度終了後 45 日以内に、利用料金収入の実績、管理・事業に要した経費等の収支状況、管理運営実績に対する事項及び甲が求める事項等を記載した年度決算報告書を、甲に提出する。

2 乙は、甲が前項の年度決算報告書を基に乙の財務状況の確認を実施するにあたり、甲から財務諸表等の提出を求められた場合は、速やかに必要書類を甲に提出しなければならない。

3 甲は、乙の財務状況を確認した結果、本業務に支障が生じると判断した場合は、乙に対して必要な改善指導を行うことができる。

4 甲は、前項の改善指導を行ったにも関わらず、乙の財務状況の改善が見込まれないと判断

した場合は、第 45 条（甲による指定の取消し等）に基づく指定の取消し又は期間を定めた本業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第 6 章 指定管理料及び利用料金

（指定管理料の支払い）

第 30 条 甲は、本業務実施の対価として、各年度の町歳出予算の範囲内で乙に対して指定管理料を支払う。

2 甲が乙に対して支払う指定管理料の額及び支払方法等は、乙が公募時に提出した収支計画による提案額に基づき、別途年度協定に定めるものとする。

3 乙は、前項の年度協定に基づいて、指定管理料の支払いに関する請求書を甲に送付し、甲は決定した期日までに乙に対して指定管理料を支払うものとする。

（指定管理料の変更）

第 31 条 甲又は乙は、指定期間中に生じた税率の変更又は賃金水準及び物価水準の著しい変動、並びにその他のやむを得ない事由により、当初合意された指定管理料が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって指定管理料の変更を申し出ることができるものとする。この場合においては、変動前の指定管理料の額と変動後の指定管理料の額との差額のうち変動前の指定管理料の額の 1000 分の 15 を超える額につき、指定管理料の変更の対象とすることを基本とする。

2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

3 変更の可否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

（利用料金）

第 32 条 乙は、本施設に係る利用料金を乙の収入として収受することができる。

2 乙の収入となる利用料金は、指定期間中の利用に係る利用料金のみとする。

3 乙が、指定期間外の利用に係る利用料金を収受した場合は、甲又は甲が指定する者に円滑に引き継ぎを行うものとする。

4 乙は、本件設置管理条例の別表に定める額の範囲内において、あらかじめ甲の承認を得て、利用料金の額を定めるものとする。

5 乙は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て利用料金を減免できるものとする。

（管理運営に要する経費）

第 33 条 乙が本業務の実施に要する経費は、指定管理料、利用料金、自主事業収入及び雑収入を充てるものとする。

2 甲は、前項の管理経費に過不足があった場合でも、第 18 条の 2

第 31 条（指定管理料の変更）その他本協定において別途規定する場合を除き、指定管理料につき増額又は減額その他の調整をしないものとする。

（公租公課）

第 34 条 本協定に基づく一切の業務に関して生じる公租公課は、特段の規定がある場合を除き、全て乙の負担とする。

（管理口座）

第 35 条 乙は、本業務等に係る出納を適正に管理することを目的として専用の口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。

2 乙は、第 32 条（利用料金）第 3 項に定める指定期間外の利用に係る利用料金収入については、前項の口座とは別の口座を設けて管理するものとする。

第 7 章 リスク分担と損害賠償

（リスク分担）

第 36 条 本業務等の実施において、想定される主なリスクとその分担については、募集要項別紙のとおりとする。

2 本業務等の実施に当たり、甲及び乙に損害が生じた場合は、原則としてリスク分担表に基づく帰責事由を有する者が損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、リスク分担表に記載のない事項及び不明な事項、両者の責めに帰すことができない事項については、甲乙双方の協議で決定するものとする。

（第三者への賠償）

第 37 条 本業務等の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由又は甲乙双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

（保険）

第 38 条 本業務等の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

- （1） 公有物件災害共済（全国自治協会）
- （2） 総合賠償補償保険（全国町村会）

- 2 本業務等の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、募集要項に示すとおりとする。

(不可抗力発生時の対応)

第 39 条 不可抗力が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 40 条 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失及び増加費用が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で甲と乙の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。
- 3 不可抗力の発生に起因して乙に損害・損失及び増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で甲が負担するものとする。なお、乙が付保した保険により補填された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。
- 4 不可抗力の発生に起因して甲に損害・損失及び増加費用が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第 41 条 前条（不可抗力によって発生した費用等の負担）第 2 項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができるものとする。
- 3 前項の規定に基づき、甲は、乙に支払った指定管理料の全部又は一部の返還を求めることができる。

第 8 章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第 42 条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 甲は、必要と認める場合には、本協定の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者による本施設の視察を申し出ることができるものとする。

- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いて、その申出に応じなければならない。
- 4 第1項の規定による本業務の引き継ぎ等に関する費用は、乙の負担とする。

(原状復帰義務)

- 第43条 乙は、本協定の終了までに、甲に対して管理物件を適切な管理状態で明け渡さなければならない。ただし、自主事業に係る物品等に関しては、乙において撤去その他の方法により指定開始日を基準として管理物件を原状に回復しなければならない。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は管理物件の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理物件を明け渡すことができるものとする。

(備品、文書等の扱い)

- 第44条 本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。
- (1) 既存備品等については、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継がなければならない。
- (2) 調達備品等については、原則として乙が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。
- 2 乙は、本業務の実施のために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集し、若しくは作成した、施設利用に関する個人情報記録されている書面等及び電磁的記録等を、甲又は甲が指定する者に対して引き渡さなければならない。

第9章 指定期間満了以前の指定の取消し等

(甲による指定の取消し等)

- 第45条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ、かつ、本協定を解除することができるものとする。
- (1) 地方自治法第244条の2第10項の指示に従わないとき。
- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 甲に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (5) 本施設の設置目的に反した管理を行っていると認められるとき。
- (6) 乙が本施設の募集要項等に定める参加資格要件を失ったとき。
- (7) 応募の際に乙が提出した書類の内容に虚偽があると判明したとき。

- (8) 乙の経営状況の悪化等により本業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき。
 - (9) 刑事事件、その他の不祥事により、指定管理者としての信用が失墜したと認められるとき。
 - (10) 乙から、次条（乙からの指定の取消し等の申し出）に基づく指定の取消又は本業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき。
 - (11) 本施設が、公の施設として廃止されることとなったとき。
 - (12) 基本協定又は本協定以外の事業契約の全部若しくは一部が解除されたとき。
 - (13) その他、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。
- 2 甲は、前項に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。
- (1) 指定取消しの理由
 - (2) 指定取消しの要否
 - (3) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
 - (4) その他必要な事項
- 3 第1項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失や増加費用が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。
- 4 甲は、第1項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙が既に受領している当該年度の指定管理料の全部又は一部の返還を求めることができる。
- 5 第1項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害が生じたときは、乙は甲に対して賠償しなければならない。

(乙からの指定の取消し等の申し出)

第 46 条 乙は、次のいずれかに該当する場合、甲に対して指定の取消し又は本業務の全部若しくは一部の停止を申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき（一方的な仕様変更又は指定管理料の減額等、甲より不合理な要求が提示された場合を含む。）
 - (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
 - (3) その他、乙の責めに帰すべき事由により乙が指定の取消しを希望するとき。
- 2 甲は、前項の申し出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。
- 3 第1項の申し出に基づき、甲が乙の指定を取り消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、乙が既に受領している指定管理料について、甲乙の協議によりその返還する額を決定するものとする。
- 4 第1項の申し出に基づき、甲が乙の指定を取り消し、又は本業務の全部若しくは一部の停

止を命じた場合において、甲が乙に損害を及ぼしたときは、甲はその損害を賠償するものとする。

- 5 第1項の申し出に基づき、甲が乙の指定を取り消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより、甲が被る損害及び増加費用について、乙はその賠償の責を負わない。

(不可抗力による指定の取消し等)

第47条 甲又は乙は、不可抗力の発生に起因した事故等により、本業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取消し又は本業務の全部若しくは一部の停止に関する協議を求めることができるものとする。

- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断された場合、甲は、指定の取消し若しくは本業務の全部若しくは一部の停止又は本協定の解除を行うものとする。

- 3 前項の指定の取消しによって乙に発生する損害及び増加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定取消し時の取扱い)

第48条 第42条（業務の引継ぎ等）から第44条（備品、文書等の扱い）までの規定は、第45条（甲による指定の取消し等）から前条（不可抗力による指定の取消し等）までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲及び乙が別途合意した場合はこの限りではない。

第10章 その他

(利用者意向調査)

第49条 乙は、本業務等に関する利用者等の意見及び要望を把握するため、自らの責任と費用により、毎年度、利用者等を対象として意向調査を実施するものとする。

- 2 乙は、前項の調査結果について分析及び評価を行い、その内容を本施設内に掲示するなどして、以後の本業務等の実施に反映させるとともに、甲に報告しなければならない。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第50条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(連絡調整)

第51条 乙は、本業務を円滑に履行するため、甲及び関連機関との情報交換や業務の連絡調整を図るものとする。

(町政への協力)

第 52 条 乙は、環境対策や大淀町の運営方針等、町政に関して協力するよう努めるものとする。

(請求、通知等の様式その他)

第 53 条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承認及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）の定めるところによる。

(法人格等変更時の対応)

第 54 条 乙は、合併、会社分割等により、自らの法人格に変更が生じることが見込まれることとなった場合には、甲に対して速やかに報告しなければならない。

2 甲は、乙から前項による報告があった場合、本業務を承継すると推定される新しい法人（以下「新法人」という。）について、施設管理運営能力等を審査することを目的として、乙又は新法人から以下の書類の提出を求めるものとする。

(1) 事業計画書

(2) 定款又はそれに類するもの

(3) 法人登記に係る全部事項証明書

(4) その他甲が必要と認めるもの

3 甲は、前項の書類を基に、新法人が指定管理者として本業務を行うことの適否について、その法人格等の変更内容に応じた審査を行い、新法人に対して審査の結果を通知しなければならない。

4 甲による審査の結果、新法人を指定管理者として指定しないと判断された場合、乙又は新法人に損害又は増加費用が生じたとしても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

(協定の変更)

第 55 条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容を変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲乙協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(解釈)

第 56 条 甲が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、甲が乙の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(裁判管轄)

第 57 条 本協定に関する紛争は、奈良地方裁判所（本庁）を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義についての協議）

第 58 条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

（以下余白）

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 所在地 奈良県吉野郡大淀町桧垣本 2090 番地
 名 称 大淀町
 代表者 大淀町長

乙 所在地
 名 称
 代表者

別紙1 管理物件

1. 本施設

(1) 名 称

(2) 所在地

(3) 構 造

(4) 面 積 敷地面積 m^2

延床面積 m^2

(5) 内 容

(6) その他

2. 管理物品

本件備品台帳を参照

以上

別紙2 費用負担

1. 甲が負担する費用項目

(1) ●●

2. 乙が負担する費用項目

(2) ●●